

経済学体系と国家論の方法：国家理論の体系化(1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18262

経済学体系と国家論の方法

— 国家理論の体系化(1) —

村上 和 光

- I 経済学体系と国家
- II 国家論の課題と構造
- III 「国家論の三・五段階論」

はじめに

前稿「『資本主義国家の基本型』の特質と作用」¹⁾では、主にジェソップ国家論²⁾を素材にして「資本主義国家の基本型」に考察を加えた。そしてその到達点として、「一方では『価値法則』に根底的に立脚するとともに、他方では『価値法則』への維持作用を果たす」という、「資本主義国家の基本型」の基本的特質が抽出をみたが、さらにそれを通して最終的には、「国家は資本利益の単なる『同盟者』ではないにもかかわらず、結局は『国家作用』が資本利益貫徹に帰結してしまうのは何故か」という「難問」に対しても一定の「解答」が提起可能になったと考えてよい。その意味で、「資本主義国家の基本型」に即して、「資本主義国家論体系」のまず第一ステップが視圏に入ったことになる。

しかしまさにそこからそ次の課題が立ち上がってくる。すなわち、この「資本主義国家の基本型」は国家論体系のほんの「入り口」にすぎず、その奥には「資本主義国家の歴史型」→「現代型」→「個別型」という分厚い国家論体系が存在する³⁾かぎり、一定の枠組みが解明されたこの「基本型」を条件にした場合、それを前提にすると、国家論の全体系はどのように秩序化しえるのかの明確化——これである。そうであれば、本稿の任務はこう設定

されてよいであろう。つまり、「資本主義国家の基本型」を全体の要石にしつつ、経済学体系と対応させながら国家論体系を方法論的に確定すること、に他ならないと。

I 経済学体系と国家

[1]『資本論』体系と国家 さて最初に、資本主義国家論体系を整序するためには、経済学体系における国家把握＝位置づけをざっと概括しておかなければならない。その際その考察素材としては、「経済学—国家」連関についての総合的体系がその中に確認可能な2大理論システム——マルクス『資本論』体系と宇野「三段階論」体系——をさしあたり設定していくことにしよう。そこでまず始めは「『資本論』体系と国家」⁴⁾である。

このような視点に立脚して「『資本論』体系と国家」の相互関連を検討していくが、では最初に第1に(1)マルクス国家論はどのようなヴァリエーションを包括していると把握できるか。換言すれば、『資本論』体系を「基準」とした場合、マルクス国家論は如何なる「包括性」を持っているかという論点に他ならないが、その点に焦点を定置するとマルクス国家論は概略として以下の3パターンに整理可能だといってよい⁵⁾。すなわちまず第1パターンは①「歴史論的国家論」とでもいうべきタイプであって、例えば『ドイツ・イデオロギー』においてその典型が確認できる。別の機会にすでに考察した通り、この著作では、初期マルクス国家論段階で早くも提示されていた、「『市民社会』による『国家』への基礎づけ」および「『国家』による『市民社会』の組織的統合化」という基本的2視点がそれぞれに展開・深化しつつ「階級国家論」と「組織論的国家論」として併存する点にその論理構成上の特質があったが、さらにその「方法論的」側面に着目すると「歴史論」的視角が際立っている。つまり、「唯物史観」の原型を構想しつつ「分業」展開を軸としながら、「家族」→「分業」→「所有」→「利害対立」というロジックに即して最終的には「利害対立」→「国家」という定式が設定されていく。まさに、「分業国家論」に裏付けられた「歴史論的国家論」の展開が確認可能であろう。

ついで第2パターンは②「現実論的国家論」として性格づけできるタイプに他ならない。その場合、このタイプは『共産党宣言』や『フランスの内乱』において顕著な国家理解であるが、そこでは、「組織論」的視点がネグレクトされつつ「階級国家」視点が全面化され、国家＝「階級専制の道具」としての「純然たる抑圧的性格」への純化がその特質をなす。そのうえで特に「方法論」に集約させると、この国家パターンでは、例えば『宣言』がフランス二月革命、そして『内乱』がパリ・コンミュンという現実的・実践的事態の中で、その局面での「個別的・現実的」な国家体制——七月王政・ナポレオン体制——分析にその主課題があることが重要である。したがってその点で、ここでは「現実論的国家論」の色彩がきわめて濃厚だと整理されるべきであろう。

そのうえで第3パターンは③いうまでもなく「原理論的国家論」として意義づけられる国家論体系であり、それが『資本論』体系に根拠づけられていることはいうまでもない。すなわち、この国家理論にあっては、『資本論』体系における、資本制的生産全体の、資本による自律的運動法則としての把握に対応して、「国家」による総括内容も、「法治国家」体制に適応しつつ、資本制的運動法則の自律的展開に対してその形式的な外枠として機能する点に即して解明されることになる。その点を「方法論」的に言い換えれば、この分析レベルにおいては、——資本主義分析の「原理論」たる『資本論』体系への依拠に厳密に対応して——資本主義国家の、何よりもその「原理論」的水準に定位した国家分析が展開されると理解すべきに他ならないから、まさしくこの国家論タイプこそ「原理論的国家論」として総括されてよいものではなかろうか。

このように整理できれば、マルクス国家論体系は——いま特に「方法論」に焦点を合わせれば——以下のような3つのレベルから構成されている点が導出可能であろう。つまり、「原理論的国家論」→「歴史論的国家論」→「現実論的国家論」、という国家論における3段階構成、これである⁶⁾。

次に第2に、マルクス国家論体系の以上のような体系構成を前提にして、(2)その枢軸をなす「原理論的国家論」の展開論理がもう一步立ち入って考察されねばならない。そこでまずその第1論点として①この「原理論的国家論」

の基盤をなす『資本論』体系の意義¹⁾が確定される必要がある。さて周知のように『資本論』体系はマルクス「経済学批判体系」の完成像たる位置を占めるが、その成果を国家論に連結するかぎりでは手短かにパラフレーズすればさしあたり以下のように集約できよう。つまり、(a)「資本制の生産の基本的形態分析論」—「生産過程および流通過程分析論」—『総過程』分析論からなる3部構成体系の確立(b)「賃労働」・「競争」・「信用」・「土地所有」の包括化による「資本一般」見地の拡充・変更(c)利潤率変動論や信用論の整備にもとづくメカニズム分析論の整備に条件づけられた「景気循環論」の導入(d)運動機構論としての体系化に立脚した「静態論と動態論」および「総体論と個別論」との総合把握化、に他ならないが、まさにそれを通してこそ、『資本論』体系は資本制生産の原理的分析体系になりえていると理解されてよい。

そうであれば第2論点として、②『資本論』体系のこのような確立はマルクス国家論に対してどのような新展開を不可避にしたらろうか。その場合この新展開の枢軸点をなすのは、いま確認した資本制生産のトータルな理論解明に支えられた、資本主義を構成する三大階級の——自律的運動法則に立脚した——資本システム内部への統一的編成化という在り方であって、その点に着目すればそこに、『資本論』体系による資本制生産の自立＝自律性の解明→価値法則にもとづく、資本による土地所有・賃労働の内的・一元的包摂→国家による、資本—土地所有—賃労働の直接的・上向的総括の不必要」というロジック²⁾が浮かび上がってこよう。そしてこのロジックに沿って論理化すれば、国家のブルジョア社会に対する総括・調整方式も新しい視角から再構成可能になるのであり、大まかに言って次のように集約できるのではないか。すなわち、国家による階級関係の直接的媒介にかわって、「国家」は「下部構造」としての資本制生産に対してあくまでも相対的に独立しながら、資本制的な経済過程と階級関係の再生産を「法的」な関係という形式的な「外皮」において保障するにすぎなくなる——と。まさに国家による下部構造へのこのような総括・調整内容にこそ、『資本論』体系を前提とした国家作用特質の枢要点があるといつてよい。

以上をふまえて最後に第3論点として、③このような『資本論』体系に立

脚した「原理論的国家論」が「法治国家」として提起されていく。つまり、資本主義的な「経済的關係」は経済主体の「意思關係」→「契約關係」を媒介にして「法的關係」に反映されていくが、この契約的な法關係にもとづきそれと同じ原理上で、その法關係の遵守・貫徹という点から資本制的生産に関わっていく——という、経済過程に対する国家のこのような特殊な総括方式こそいわゆる「法治国家」システム⁹⁾に他ならない。こうして、「原理論的国家論」においては、国家による資本制的経済への総括＝組織化の内容がその「形式的」な外枠として機能する点——換言すれば、この形式を媒介しないかぎり、支配的利害の貫徹＝階級支配關係の維持も実現不可能な点——を基軸にして解明されるに至ったと結論できるのであり、その集約的定式化こそまさに「法治国家」システムだというべきであろう。

そこで最後に、特に『資本論』体系との関連に焦点を絞って、(3)マルクス国家論の体系的意義を大づかみに摘出しておきたい。そのようにポイントを確定すると、継承されるべきマルクス国家論の成果としては以下の5点が指摘可能なように思われる¹⁰⁾。すなわち、①「論理的展開方法」——「歴史＝発生論」的方法を排しつつブルジョア国家に対象を限定して国家論展開を行っていること、②「経済過程—国家」図式——この両者を概念的に区別しながら国家を経済過程＝「市民社会」との相互関連構造図式において分析していること、③「国家の形態と実質との統一化」——国家の「組織化」作用という「形態」を媒介にしてこそ支配階級の利害貫徹という「実質」を実現できるという「統一的関連」を明確化したこと、④「法治国家論把握」——ブルジョア国家の「組織化」機能が「法＝契約關係」を媒介項にしていわゆる「法治国家」システム視点から包括的・体系的に解明されるに至ったこと、⑤「資本—賃労働關係に立脚した国家正統性」——国家による体制「組織化」機能の根拠＝「正統性」が「資本—賃労働間の労働力商品売買關係」の内在的維持要請に立脚している点を示したこと、に他ならないが、初期マルクス国家論¹¹⁾段階を経てこの『資本論』体系段階において、その最終的確立が実現したと総括されるべきであろう。まさにその点で、『資本論』体系は考察全体の出発点といってよいのである。

〔2〕宇野経済学体系と国家 以上のような『資本論』体系と国家」を前

提にして、次に「宇野体系と国家」に検討が加えられなければならない。そこで最初に第1に、(1)「宇野体系と国家」定式の前提的基礎にある宇野経済学体系の基本骨組みを概観しておく必要がある。その場合宇野経済学体系は周知のような「三段階論」¹²⁾として提示されているが、いま国家論に不可欠なかぎりでそのエッセンスを取りまとめれば以下のように整理できる。つまり、①まずその方法体系の最も根底には「純粹資本主義社会の原理的規定体系」をなす「原理論」が設定される。この「原理論」は、一面では、「如何なる時代の、如何なる国の資本主義にも直ちにそのままにはあらわれない純粹の資本主義社会の経済的運動法則として展開される」という「抽象性」を免れないが、他面それだからこそ、「如何なる時代、如何なる国の資本主義にしても、この原理的規定なくしては、科学的に分析し、解明しえないという、そういう基本的規定を与える」点で絶大な分析上の威力を持つといてよい。まさにその意味でこの「原理論」は、「商品形態をもって一社会の全経済を処理する、純粹の資本主義社会の運動法則を明らかにするものであり」「それはいわば自律的運動体の内部構造を明らかにするものとして、特殊な体系をなすことになる」¹³⁾わけである。しかし「原理論」はもちろんそれだけで完結することはない。

そこで②宇野体系の次の方法論レベルは「段階論」に他ならない。というのも、いままたように「原理論の体系的純化は……段階論的に解明されるべき具体的問題を資本主義自身が捨象することによって行われるのであるが……純化の傾向をある意味で逆転する金融資本の時代の出現は、原理論に対する段階論の展開を明確に区別せざるをえなくする」¹⁴⁾からであって、「原理論の体系的純化」は「段階論の必然性」を直ちに不可避にしていく。まさにこのような視点に立脚してこそ、「資本主義の発展の段階的規定は、各段階において指導的地位にある先進資本主義国における、支配的なる産業の、支配的なる資本形態を中心とする資本家的商品経済の構造を、いわゆる『ブルジョア社会の国家形態での総括』としても、世界史的に典型的なるものとして、その国家形態自身も、また『国際関係』も、この発展段階に応じて変化するものとして、解明するものとなる」という、「段階論の方法」が明確化されるとみてよい。要するにこの「段階論」は、「産業構造」・「資本形態」・「金

融」・「財政」・「労働市場」・「国家形態」・「経済政策」・「国際関係」・「商品市場」などの論点を包括するという点で、「経済学のいわゆる部門別研究の一般的規定をなす」¹⁵⁾というべきであり、経済分析に対して決定的武器たる地位を占めよう。

そのうえで最後に、③経済学研究の「窮極の目標は現状分析にある」とされて「三段階論」は「現状分析」によって終結をみる。その際、「現状分析は、具体的なる歴史的過程に対する解明として無限に進められる」¹⁶⁾以外にはないが、しかしそこに何等の指針＝基準もないのではなく、「一方に体系的に完結される原理論と、他方に無限に複雑なる具体的な過程を分析しようとする、したがってまた決して完結することのない現状分析と、この両者の間に入って原理を現状分析にその一般的基準として使用する場合の媒介をなすものとしての段階論の規定を要する」¹⁷⁾という体系的関係こそが重要であろう。まさしくその意味で、「原理論や段階論は、現状分析のための準備をなすものである」と結論づけても決して言い過ぎではないとみるべきではないか。

以上、宇野経済学体系の背骨をなす「三段階論」をざっと概観したが、そのうえで第2にそれを下敷きにしつつ、(2)「宇野体系と国家」定式を具体的に検証してみよう。そこでいままた宇野「三段階論」のそれぞれのパートに対応させてそこでの国家把握を検出していくが、①最初に「原理論」レベルでは国家はどのように位置づけられるか。もっとも、すでに確認したようにこの「原理論」のエッセンスが何よりも「商品形態をもって一社会の全経済を処理する、純粹の資本主義社会の運動法則を明らかにするもの」＝「いわば自立的運動体の内部構造を明らかにするもの」という点にある以上、「原理論—国家」というレベルでは議論すべきあまり多くのことはない。なぜなら、原理論にあっては、商品形態によって資本主義経済が「全面的・自立的」に運営されうるといふ抽象水準に立って理論が展開されるかぎり、他によるいかなる補完・支持・介入なしに、商品形態（正確には資本形態）だけによって資本制生産が包括可能なことが開示されていくことになる。そしてそうであれば、資本による資本制生産の体制的運営システムは自己内部的な自立＝自律的ロジック（＝価値法則）以外からする何等の「外部的総括」を一切必

要としないことも明確になるから、そこからさらに、原理論が、資本制生産の「総括」を任務とする「国家」を自己論理の内部から導出する必然性を全く有しないことも直ちに明白となる——からに他ならない。

要するに、——「実際また『国際的關係』は勿論のこと、『ブルジョア社会の国家形態での総括』にしても、形式的には兎も角、実質的には純粹の状態としてはありえないことである」¹⁸⁾という叙述以外に、宇野氏自身による立ち入った指摘はないとはいえ——宇野「原理論」の定義・特質そのものの中から、「原理論レベルには国家規定設定の契機は一切存在しない」という定式が自動的に導かれるのはほぼ確実なのではないか。

ついで②「段階論—国家」関連に目を移すと、この「段階論」レベルではいくつかの考察論点が派生してくる。つまり、先に確定したように、「国家」規定が当然の前提となる、「ブルジョア社会の国家形態での総括」と「生産の国際的關係」は「純粹の資本主義社会を対象とする原理論から排除される」一方で、それはまさしくこの「段階論の対象となる」とみなされていく。その意味で、宇野体系では「国家」規定が「段階論の対象」に設定されているのは明白であるが、その場合注意すべきはその「対象化の方法」であって、「しかしそれは原理論のような、純化された状態としてではなく、資本主義の発展の過程を具体的に特徴づけるものとして……段階論的に規定される」¹⁹⁾点が強調されるといってよい。約言すれば、国家論はまさに「段階論」において「段階論」的＝「典型論」的解明を不可欠とする——という点にこそ宇野体系のアクセントがあるように思われる。

こうして、この「段階論」における国家規定の位置づけはもはや明瞭であろう。すなわち、「世界史的に典型なるものとして、その国家形態自身も……この発展段階に応じて変化するものとして、解明するものとなる」²⁰⁾という、「世界史的発展段階に対応した典型論的分析」こそが「段階論—国家」関連の基軸をなすことが明白だと整理可能である。したがってまさにかくの如き意味においてこそ、最終的には、「国家論もこの資本主義の世界史的発展段階を基礎として始めて具体的に規定せられる」と主張されていくのであろう。

そのうえで最後に③「現状分析」における国家規定はどう把握されるべきか。とはいっても、「現状分析—国家」関連に対する宇野氏の指摘は極端に

少ないから、焦点を絞る以外にはないが、そのポイントのまず1つ目は「現状分析」と「政治的実践」との関連に関わる。つまり、「社会主義の実践的活動は……自分自身もその一員をなす社会における、その社会の変革を目指す運動であり「経済学的な現状分析は、かかる運動における活動に対して、その情勢判断の基礎資料を与える」²¹⁾という位置にあるが、その場合、社会主義的変革運動は資本主義国家の打倒を不可避的に伴う以上、ここでいう「情勢判断の基礎資料」の中に「国家論」が包含されるのはいうまでもない。その点で、「現状分析」の理論エリアは、「現状分析—情勢判断の基礎」という連関に条件づけられて、「国家論」に直接的に接続していくと判断すべきではないか。ここに「現状分析—国家」関連に関係する1つの重要な論理的「環」が見出せよう。

ついで2つ目のポイントは「国家独占資本主義における管理通貨制」を巡る論点に他ならない。すなわち、「管理通貨制によるインフレ政策」が「果たして金融資本の政策をなすものであるか」に対して強い異論を主張しながら、むしろこの管理通貨制のもつ、「金融資本が自分の地位を国家へ譲るという型」²²⁾こそを強調していく。換言すれば、管理通貨制に代表される「国家」の新しい現象²³⁾は、「金融資本の政策」という「段階論レベル」の国家論においてではなく、現代資本主義論＝「国家独占資本主義」論という「現状分析」に対応した「現代国家論」としてこそ解明されるべきだ——という問題提起が確認可能なのである。こうして、この「現代国家」の特殊性を軸点にして、「現状分析」レベルにおける、国家論の独自の新たな地平が開示されていると結論してよいであろう。

以上、宇野「三段階論」に対応させながら宇野・国家論体系の骨組みをトレースしてみた。もちろん、例えば『資本論』体系などに比較すると、宇野・国家論体系の中身はいぜんとして「構想的スケルトン」に止まっており、その内容充填作業は残された課題というしかないが、しかし「三段階論」構成という、マルクス体系の拡充・発展に着目すればそこに大きな成果が確認できることも否定できない。そこで最後に第3に、(3)宇野・国家論体系の意義をおおまかに総括すれば、それは次のような5点に集約することができよう。つまり、①「三段階論対応構成」——「原理論—段階論—現状分析」という

経済学方法論体系に「対応」させて国家論の体系化が構想されていること、②「原理論的国家論の排除」——「原理論」の特性を根拠にして「原理論」レベルにおける国家導出ロジックが全面的に否定されていること、③「段階論的国家論構造の明示化」——資本主義の歴史的発展段階に対応した国家形態分析の可能性と必要性が明確に設定されていること、④「現状分析的現代国家論への示唆」——現状分析的個別論理レベル上でこそ現代資本主義に対応した「現代国家」論構築の現実性が主張されていること、⑤「国家論と政治実践論との内在性」——国家論体系化の有効性と不可欠性が社会主義運動への指針提供という側面において設定されていること、などの諸点に他ならない。したがって、宇野・国家論体系はなお未完成だとはいえ、その内部にはその完成へ向けた基本指針が鋭い形で貫徹していると総括可能なのではないか。その彫琢はさらに残された課題であろう。

〔3〕到達点と問題点 最後に、以上のような『資本論』体系および宇野体系の考察をふまえて、その中から抽出可能になったいくつかの枢要点を確認しておきたい。最初に第1に(1)継承すべき「到達点」はどうか。そこで「到達点」のまず第1論点は①国家論における「論理位相的区別方法」とでもいうべきもので、『資本論』体系と宇野体系の両方にほぼ共通にみとれる。つまり、宇野体系においてこそより明瞭かつ自覚的に設定されているのはもちろんだが、国家論を、単一層から構成される平面的なロジックとして構成するのではなく、論理抽象レベルを異にするいくつかの複数の層によって組立てようとする国家論方法論に他ならない。その含意については、経済学の「三段階論」に対応させつつ「原理論的—一段階論的—現状分析的」国家論という構成を提示する、宇野体系においてこそ典型的だが、それに比較するとなお明確とはいえないにしろ、先にフォローしたように『資本論』体系の中でも、「原理論的国家論」—「歴史論的国家論」—「現実論的国家論」という区別は一応は可能であった。したがって、『資本論』体系および宇野体系の両者からこのような「多段階的・国家論」視角を読み取れるとあってよいが、「個別具体的な国家分析」を窮極課題にしつつも、それを「国家の基礎理論」に還元して抽象的把握に終らせるのではなく、そこに「国家の歴史理論」を介在させてより内容豊かな国家理解への到達を目指す——という、

このような「論理位相的区別方法」＝「多段階的方法」こそ、国家論方法論の拡充・彫琢にとって継承されていくべきまず第1の重要視点だと思われる。

続いて到達点の第2論点は、②いまふれた「多段階構成」のうち特に「原理論的国家論」の抽象水準を「資本制生産からの自立＝自律性」という点に即して明確にしておくべき点であろう。すなわち、「多段階構成」のうち「歴史論＝段階論的」レベルおよび「現実論＝現状分析的」レベルにあっては、国家は、それぞれ資本主義の歴史的発展段階および資本主義の現状規定から一方で直接に作用を受けつつ他方でそれに政治総括的役割を果たす、という相互関連を有するのに対して、「原理論的」レベルではそうではないことが逆に重要である——ことこそが、『資本論』体系・宇野体系から継承されねばならない。というのも、すでに詳細にフォローした通り、まず『資本論』体系では、『資本論』体系による資本制生産の自立＝自律的な法則展開の解明に立脚して「原理論的国家＝法治国家」という定式が提起されているし、さらに宇野体系では——さらに体系的に——「純粋資本主義社会」の原理的解明という視点から「原理論的国家論」からの国家（導出）契機の全面的排除が徹底化されている、からである。換言すれば、『資本論』および宇野・原理論という資本主義運動法則の原理的解明体系は、自立的運動体として自己完結している点にこそ資本主義分析の基礎的原理システムとしての絶大なる有効性を保持している³⁰⁾以上、——自らの体系内部に——外部からの「総括」必然性を一切持つ必然性がないことの明確化こそが重要だといってよい。したがって、その完成度にはなお差が否定できないとはしても、『資本論』体系および宇野体系の両方から、資本制的生産そのものの内部展開からの「原理論的国家論」導出の不可能性および不適切性が帰結するのであって、その論点こそ、国家理論の方法的体系化にとって明確に継承されるべきだと結論できよう。

最後に到達点に関する第3論点として③「現実論的＝現状分析的国家論」の役割＝意義の提示が指摘されてよい。つまり、この「現実論＝現状分析的国家論」のもつ「社会主義運動に対しての実践的任務」こそがこの論点の焦点をなすといつてもよいが、まず『資本論』体系においては、この「現実論的国家論」はすでにみたように例えば『フランスの内乱』の中にその典型的な

姿を表出させていたが、周知のようにこの『内乱』は、フランスにおける階級闘争の最後の決戦場となった「パリ・コンミュン」に際して起草・公表された第1インターナショナルの闘争宣言であった。したがって、それが社会主義運動に関する「政治実践的」性格を極めて色濃くもつのは当然であるから、その点で、『資本論』体系における「現実論的国家論」が「政治実践的」課題と深く結びついていることについてはまず疑問の余地がないであろう。それだけでなくさらに宇野体系に関してはこのような「現状分析的国家論—政治的実践性」の連関は一層明瞭だといってよい。つまりすでにフォローしたように、宇野体系にあってはこの「現状分析的国家論」は、一方では「社会主義運動への情勢判断資料提供」という点で「反体制側」から、他方では「管理通貨制に立脚した組織化」という点で「体制側」から、それぞれ政治過程に強い力点を置いてこそその特質が説明されていた。そうであれば、この宇野体系においても、「現状分析的国家論」が「政治実践的」課題を強く意識してその体系的な位置づけを与えられているのは明白であって、その意味では、社会主義運動に対するこの「政治実践的役割」にこそ「現状分析的国家論」の少なくとも1つの枢軸点があると整理しても、大過ないのではないか。総じていえば、「社会主義運動に戦略的指針を提供する」というこの点にこそ、「現実論=現状分析的国家論」——ひいては国家論全体——の最終的有効性があると考えられる。

以上、『資本論』体系および宇野体系を総合的に把握しながらそこから導出すべき「到達点」=「意義」をまず確定してみた。しかしその意義の背後に、さらに克服=彫琢していかなければならない「問題点」が無視できないのもいわば当然のことである。そこで次に第2に、(2)『資本論』体系・宇野体系にいぜんとして残存している「問題点」にその視点を移さなければならない。さて「問題点」のまず第1論点は、①すでにその意義として評価した国家論の「多段階的方法」に関してなお大きな未決問題が残されている点であろう。すなわち、具体的に検討した通り、『資本論』体系・宇野体系の両者に共通して、国家論体系は「原理論—歴史論—段階論—現実論—現状分析的」という三段階からなる「多段階的位相」に沿って構築されるべきことが提起されており、そのような「多段階的国家論方法」は、国家の基礎理

論からその現実理論までを包括的・体系的に網羅して国家分析を有効化するという点で決定的な意義をもっていた。しかしその意義を確認したうえで、困難な問題はむしろそこから始まる。つまり、そのような「多段階構成」は如何なる「手続き」を通して整理されつつ、その各段階の論理はどのような「抽象水準」で実行されるべきなのか。しかもその各段階にはどのような「分析論点」が包含される必要があるとともに、その論点を考察する「対象」は各資本主義国家のうちでどの国家を選定すべきなのか——などの諸問題はまだ何ら示されてはいない。約言すれば、国家論を「多段階的方法」に即して構築すべきという決定的に重要な方向性だけは『資本論』体系および宇野体系によって提示されたにしても、その「多段階的・国家論体系」を現実的に構成していく作業過程自体はいぜんとして未完成なのである。したがって、『資本論』体系・宇野体系ラインを前提にしつつその作業過程を完成させていく課題が残存していよう。

そのうえで「問題点」の第2論点として②「原理論的国家論」の「立脚基盤」に考察余地を残している点が指摘されてよい。先に立ち入って考察した通り、『資本論』体系および宇野体系とも、「原理論的国家論」レベルにおいては、資本制の生産運動法則の自立＝自律的展開の解明を現実的根拠にして、資本制の生産そのものの内部展開からする「原理論的国家論」導出の不可能性＝不適切性を明確にしていた。そしてその視角は、資本主義運動法則の自立的性格を重視するという点で極めて有効だと評価できるが、しかしその意義を確認したうえでもう一步考察深度を掘り下げると、そこではまだ以下のような未決問題に突き当たらざるをえない。すなわち、資本制生産の自立的運動法則から「原理論的国家」を直接的に「導出」することは不可能としても、「資本制生産の自立的運動法則」と「原理論的国家論」との間には何等の「内的関係」もないといって果たしてよいのか否か——という問題これである。というのも、「歴史論・段階論的」および「現実論・現状分析的」国家論の場合であれば、歴史的に「典型的」な当該国家および個別的な現実国家がそれぞれ対象となるため、国家分析の際の基準・方法・視角などがその対象に設置した国家の在り方から自動的に表出してくるのに対して、この「原理論的国家論」の場合には、現実的に「実在するもの」ではなくあくま

でも理論的に「想定された」ものを対象とする以外にないため、そこでは、「原理論的国家論」展開の基準・方法・視角などは——それが自らの発生主体としている——「資本制生産の自立的運動法則」そのものに求められる以外にはない、からに他ならない。つづめていえば、「原理論的国家論」が「資本主義経済の原理論」＝「資本制生産の自立的運動法則」そのものから論理的に導出不可能なことは自明だとはしても、その理論基準を何らかの実在の国家から引き出すことがあらかじめ封殺されている以上、理論基準はこの「資本主義経済の原理論」——から「導出」ではなく——に「対応」²⁶⁾させて決定することが必要だと整理できよう。したがって、「原理論的国家論—資本主義経済の原理論」相互の「対応関係」不可欠性を確定したうえで、その「対応」関係の内容を明確にしていく作業が課題としてなお残されていると考えられる。

最後に「問題点」の第3論点は、③「現実論・現状分析的」国家論の「抽象水準」に関する興味深い考察課題についてである。周知のように、『資本論』体系にあっても宇野体系においても、この「現実論・現状分析的」国家論は現代資本主義にアクセントを置きつつその中における「政治実践的」課題に大きな任務ウエイトが設定されていた。そしてまさにその点にこそ「現実論・現状分析的」国家論の意義があると評価できたが、その場合さらに問題として残されているのは、このような課題を担う「現実論・現状分析的」国家論の「抽象水準」はどのように確定されるべきか、という点に他ならない。ヨリ立ち入っていえば、「現実論・現状分析的」国家論は（その定義からして当然のように）「個別具体的国家」を分析対象にすると一般的にはいってよいが、しかし特に「現代資本主義国家」²⁶⁾を「政治実践的」な考察対象に設置する場合には、もう一回り複雑なポイントに直面してしまう。つまり、この「現代資本主義」という次元になると、資本主義体制が抱える「体制的危機」は——それが社会主義への対抗に立脚した階級闘争レベルのものであるかぎり——単に一国規模のものではなく国家の枠を超えた各国資本主義に普遍的な性格を帯びざるをえなくなるため、「現代資本主義」に不可避なこの「危機」の克服を課題とする「現代国家」分析の場合には、「個別具体的国家」分析をさらに「枠組みづける」ような「新ツール」の工夫がなお必要

なのではないか。要するに、「現実論・現状分析的」国家論のレベルで展開される「現代国家」分析に関して、その「抽象水準」の方法的確定が、『資本論』体系および宇野体系をさらに超えて、なお課題として追求されねばならない。

ここまでで、『資本論』体系および宇野体系の具体的検討に即してその枢要点を確認し終った。そこで以上をうけて第3に、(3)これら一連の作業を前提として、本稿の最終的課題である「国家論方法論の体系化」に帰着させていくための「媒介的考察論点」をあらかじめ提示しておきたい。すなわち、これまでの『資本論』体系・宇野体系の検討を通じて「国家論方法論の体系化」に必要な問題所在の輪郭はほぼ確保されたが、この「体系化」作業に先立つ理論基盤として、以下の3論点の明確化が不可欠ではないか。具体的には、①「国家論の課題」——国家論構築は何を「目的」にしているのか、②「国家論の構造」——国家論は何を柱にして「構成」されるのか、③「国家論の体系」——国家論の各領域は何を基準にして「体系化」されるのか、に整理できるが、以下で、この3論点にかいつまんで検討を加えておこう。

II 国家論の課題と構造

[1] 国家論の課題=目的 さて「国家論方法論の体系化」のために、その前提作業としていくつかの基本論点²⁷⁾をあらかじめ処理しておかなければならない。まず第1は「国家論の課題」であるが、あらためて提起すれば「国家論体系の課題は何か」というテーマに他ならない。すなわち、国家論体系の総合的展開によって、特定の国・時期の国家に関わる、その「権力支配の特質・国家政策・権力構造・権力組織」などが現実的に解明をみるが、このような国家の個別の現状分析は果たして何のために必要なのであろうか。この点こそ、「国家論方法論」の確定化に先だって明確にしておく必要のある必須ポイントだといってよいが、そのためにはすでにフォローした「現実論・現状分析的」国家論の任務をもう一度再確認しなければならない。そうであれば、「現実論・現状分析的」国家論の主要任務が「社会主義運動への情勢判断資料提供」にこそ設定されていたことが明瞭であるかぎり、「国家

論の課題」もあらためて自覚的に主張し直せばさしあたり以下のようにパラフレーズすることが可能であろう。つまり、資本主義国家の個別具体的分析によって資本主義国家「変革」の「戦略的道標」が解明されることになるから、一面で、特定資本主義国家の国家機構分析を通してその権力構造・支配システムの特異性が明らかになるとともに、他面で、それを巡る階級配置が摘出されていく以上、それらの総合化の上で、国家権力奪取の方針と方法・プロセス、ないし新たな革命権力樹立のための視角が構築可能になる——のだと。

こう考えてよければ、国家論体系の「課題」は、結局「資本主義国家」の変革＝国家権力の革命的奪取に対する「戦略・戦術の提供」という点にあるといわざるをえない。その「変革」形態に様々なヴァリエーションがあることは当然としても、「社会主義革命実現の最も基本的な展望を解明する」というこの原則自体は不変だというべきではないか。

〔2〕国家論の構造＝論点 ついで前提的考察の第2論点は「国家論の構造」に関わる。換言すれば、「国家論は如何なる分析要素から構成されているのか」という論点だといってよいが、この論点については、すでに検討作業を済ませた、『資本論』体系および宇野体系の考察成果をふまえて、とりあえず以下のような手続きが採用されるべきではないか。つまり、①「国家成立論」——「歴史的」および「論理的」見地からして、「国家」を「経済過程」からどのような論理づけに即して導出するかという「分析要素」、②「国家機能論」——特に「体制組織化作用」という点を焦点にしつつ、「国家」の「経済過程」への「働きかけ」を解明するという「分析要素」、③「国家機構論」——「執行権—立法権」の相互関係に焦点を置いて権力組織のシステム体制に切り込むという「分析要素」、④「国家構造論」——「国家実体論」と「国家形態論」とを基準的視角に設定しながら、国家支配権力の「源泉」を何に「還元」するかという「分析要素」、⑤「国家本質論」——以上を総括するという意味合いをもつ、国家の「支配正統性」を最終的に何に帰着させるかという「分析要素」、という「5つの層からなる論理組立て」、これである。

要するに、国家論は以上に指摘した「5層の分析要素」から構成されるべ

きことが一応確認できた。したがって、「国家論の構造」はこの「5層構成」に即して開示されねばならないとみてよいが、さらにそうであれば、最終的課題である「国家論方法論の体系化」作業にあたってこの「国家論構造」が下敷きになっていくのは当然のことであろう。

〔3〕国家論の体系＝総括 最後に以上のような「国家論の課題」および「構造」を前提にして「国家論の体系」を総括しておきたい。言い換えれば「資本主義国家」に関する「分析手続き」の明確化に他ならないが、この「体系」＝「手続き」については、『資本論』体系・宇野体系への具体的考察をふまればある意味ではもはや当然の帰結として浮かび上がって来るともいえる。すなわち、すでに立ち入って検討を加えたように、『資本論』体系および宇野体系の両方にほぼ共通して——もちろんその完成度・特質・意図などについて両者にある程度の差があるのは当然だとはしても——次のような国家論構成の方法的特質が顕著であった。やや正確に言えば、この両体系にあっては、「原理論的」—「歴史論・段階論的」—「現実論・現状分析的」という「三段階構成」において国家論分析を遂行するという視角が明確だとみてよく、しかも、すでに指摘した通りこのような「多段階的方法」こそ、一方では、国家の「基礎理論」を解消することなく国家の「現実分析」を可能にする点で、他方では、「現実分析」を度外視することなく「基礎理論」を展開する点で、資本主義国家分析の方法論として基本的に適切であると評価できた。

したがって、『資本論』体系および宇野体系の成果＝意義を正当に継承するという方向からしても、「国家論における多段階的方法」の採用についてはもはや異論のないところであろう。そこで、——その立ち入った構成内容に関しては次項で具体的に展開することにするが——『資本論』体系・宇野体系の到達点を前提＝参考にしつつ若干の「手直し」＝「再整理」を付加して総括すれば、資本主義国家論体系は以下のような分析手続きに即して構成されるべきだと最終的に結論できる。つまり、①まず最も基礎基盤に、「資本主義国家」の基本的特質を解明する「資本主義国家の『基本型』」を設置したうえで、②次にその上に、「資本主義国家」の歴史的特質をあきらかにする「資本主義国家の『歴史型』」を置き、さらに③その2層を前提にしつ

つ、「資本主義国家」の「現代資本主義」に対応した「資本主義国家の『現代型』」を媒介させながら、④最後に、「資本主義国家」の各国別の個別的特殊性を分析する「資本主義国家の『個別型』」を位置づける——、という「国家論の分析手続き」これである。要するに、「資本主義国家」分析方法論としては、「資本主義国家」の、「基本型」→「歴史型」→「現代型」→「個別型」という、国家論のいわば「三段階論」ないし「三・五段階論」²⁹⁾が提起可能だと総括できるが、これこそ、『資本論』体系および宇野体系の検討の中から導出・継承できる、「国家論方法論」に関する基本骨格だとみていまや間違いないように思われる。

そこで以下、この「三・五段階論」の内実が具体的に展開されていかねばならない。

Ⅲ 「国家論の三・五段階論」

[1]「資本主義国家の基本型」 まず最初に、「三・五段階論」の最も根底的基礎に配置される「資本主義国家の基本型」に関してそのいくつかの重要論点を整理していこう。最初に第1に(1)「基本型の基本性格」はどう整理できるか。そこでこの「基本型」の①まず第1 枢要点はその「法治国家」としての特質に他ならない。つまり、すでに『資本論』体系に即して指摘したように、資本制生産が「価値法則」に立脚して自らの内的法則にしたがって自立＝自律的に運動しえていくかぎり、少なくとも経済過程の次元では、この資本主義が国家によって媒介される必要はなくなるから、国家領域になお残るのは、資本—賃労働を軸とする資本制生産の商品交換を「自由・平等」な意志関係にもとづく「等価交換」として保証しつつその「等価交換」と私的所有に対する侵害を防止することに限定されよう。まさに、「法の支配」にもとづいて資本主義における経済取引の「等価性」の保証を基本任務とするこのような「国家の在り方」こそいわゆる「法治国家」と定義されるものだが、そうであれば、この「資本主義国家の基本型」こそ、「法治国家」の原型を最も典型的に表出させているのは明白といえよう。

ついで「基本型」の②第2 枢要点として、しかしだからといって、「法治

国家」としてのこの「基本型」が、「法の支配」＝法体系の維持者というかたちで蒸留水的な無色透明な存在ですむわけではない点にも注意を要する。そうではなく、「法治国家」の中で「法の支配」が実際に運営されるためには様々な諸制度がむしろ不可欠なのは当然であって、そこには一定の現実的システムが不可避的に現存せずにはいない。その点を「作用＝パワー」の面から言い直せば、「法の支配」に立脚した「法治国家」は、「法の規範性」＝「権力性・命令性・排除性」からのそもそも自明の要件として「一定の強制力」の体系となる以外にはない——ということに他ならないから、結局、この「資本主義国家の基本型」のエリアに、例えば警察・軍隊・司法・官僚制などの、「一定のゲバルト」を保有した「国家実体」が実在することはいうまでもないことであろう。

さらに「基本型」の③第3 枢要点として、このような一定の権力機構を保持したこの「法治国家」の「本質」が問題になるといってよい。換言すれば、一定の強制システムの下で「法の支配」を実行する「資本主義国家」のこの「法治国家」体制は「何を課題とするのか」という問題に他ならないが、それは端的には「資本主義体制の組織化」という点に集約可能ではないか。すなわち、以上で概括してきたように、「法治国家」体制は、資本制生産の自立＝自律性に立脚しつつ、経済主体の自由な私的契約関係を法的に保証するとともに、その法的基準への違反・侵害・逸脱に対しては強制力＝権力をもって「制裁」を加える——という独特な「国家作用」を発揮するが、そうであれば、この「作用」を特に「システム」という点に力点を置いて再把握すれば、それはまさに「国家による、資本主義体制に対する『統合・組織化』作用」そのものであろう。したがって、資本主義の、体制としての枠組みを保持して体制統合をはかる機能＝「体制組織化」システムにこそ、「法治国家」の「本質」があり、それ故、「資本主義国家の基本型」こそその「本質」を最も典型的かつ原理的に解明している点ももはや明白だといわねばならない。

最後にこの「基本型」の④第4 枢要点は「法治国家」の現実的・結果的効果の特殊性に関わる。つまり、論理の焦点は、資本主義国家の「法治国家」システムは、諸個人に対して実質的に「自由・平等」の立場から無差別的な効果において作用していくわけでは決してなく、むしろ（あくまでも「結果

的)にではあるが)資本主義社会における支配階級の利害を貫徹していくようにしか作用しない、という点にあるが、それは以下のような特殊性に起因する。なぜなら、「法治国家」システムの展開を通して資本制生産の基本的枠組みが維持されていく以上、その枠組みの保持を媒介にして「資本—賃労働」関係の再生産=剰余価値生産と資本蓄積の継続が実現されていくのであるから、最終的にはそれを通じて、資本家階級の利害が貫徹されていく以外にはない、からである。要するに、「資本主義国家の基本型」である「法治国家」は、まさにその「法治国家」システムという「一見」「消極的な」在り方を通してこそ、「結果的」には資本家階級の利害を実現していくと総括可能なのではないか。

そのうえで次に第2に(2)「資本主義国家の基本型の『機能』」に目を移そう。そこでこの「基本型」機能に関する①第1論点は「資本家利害の貫徹メカニズム」の特殊性であるが、前稿で立ち入って考察したように、以下のような独特なメカニズムを通すことによって、「法治国家」は資本利害を「結果的」に貫徹させていくことになる²⁹⁾。つまり、(a)「資本利益」の「個別戦略」は利潤率極大化を目指した経済「成長モデル」という姿をとる→(b)この「利潤率極大化」指向は「価値法則」展開の論理と同質である→(c)したがって「利潤率極大化」指向にのっとった「資本利益」は「価値法則」の展開によって(結果的に)支えられる→(d)そのため「価値法則」に支持された「資本利益」の「ヘゲモニー的企図」は「戦略の場」たる「国家」において「社会的承認」を確保する→(e)「戦略の場」の「主催者」である「国家」はこの「社会的承認」を認めそれに「正統性」を付与する→(f)「資本利益」は不断に「勝利」を維持し続ける、という論理過程が進行していこう。要するに、「資本主義国家の基本型」に内在化された、「資本家利害の貫徹作用」に関わる、以上のようなメカニズムの固有性こそが強調されるべきだと思われる。

そのうえで「基本型」機能の②第2論点は、「『資本主義国家の基本型』は『経済学原理論』に『対応』する」という、「国家論体系」規定の根本問題に他ならない。その場合、論点の焦点はこの「基本型」の設定基準を現実的に何に帰着=還元させるか——というポイントにこそあるが、以下の2方向のロジックからして、「基本型」は、「価値法則」をそれ自らの基本法則と

する「経済学原理論」との「対応関係」においてしか「機能」しえないと判断可能である。すなわち、一方では、国家＝「個別戦略がヘゲモニーを競い合う戦略の場」である以上、「基本型」を「経済学原理論」の内部から直接導出できないのは当然であるとともに、他方では、「基本型」の基準は「国家図式」の「外部」にあってしかも国家作用に質的規定性を有するものに求められる他ないかぎり、採用可能な現実的处理としては、国家自体の一応は「外部」にあるもののしかしそれに対して決定的かつ「前提的」な役割をはたす「価値法則体系」こそが、「基本型—経済学原理論」を論理的に架橋する「結節点」だという以外にはない。まさにその意味で、この「基本型」機能の特殊性理解に立脚して始めて、「基本型」と「経済学原理論」とが——接続・還元関係ではなく——「対応関係」において結び付いている点も明瞭になるとみるべきではないか。

これら2論点を前提にして最後に「基本型」機能の第3論点として、③この「基本型」機能を媒介にして「資本主義国家の正統性」が解明されるといってよい。というのも、いま確認した如く、「基本型」機能に即して、まず一面では「国家を場とする資本利害の結果的貫徹」が、ついで他面で「国家と経済学原理論との対応関係」が、それぞれ示された以上、その2側面を総合化すれば、資本主義国家は、「原理論に裏打ちされながら資本利害を最終的に実現していく」という内容において、その「正統性」を確保している——と図式化可能だからである。したがってこの「基本型」機能こそは、見方を変えれば「資本主義国家の正統性」に関する「作用メカニズム」論そのものなのであって、「基本型」存立意義の視角からしても、このポイントに極めて大きな比重が置かれるべきだと思われる。

以上でフォローした「基本型」の「性格」・「機能」を総括して、第3に(3)この「基本型の体系的意義」を集約しておかねばならない。そうするとその「意義」は次のようになるのではないか。すなわち、この「法治国家」としての「基本型」において、「国家の資本主義的『形態的』特質」——「自由・平等」な個人次元における「法の支配」の展開——と、「国家の資本主義的『実質的』特質」——資本家階級の階級的利害の実現——、という「資本主義国家」の2つの位相が構造的に統一化されていること、これである。こう

して、まず何よりも「法治国家」として現出する「基本型」においては、「法の支配」を通す「体制の組織化」という「国家形態論」とそれをこそ媒介とする階級利害の貫徹という「国家実体論」との統合が示されていると結論してよく、まさにその統合にこそ「資本主義国家の基本型」の本質が表現されていると考えられる。

〔2〕「資本主義国家の歴史型」 次に「国家論の三・五段階論」の中間論理を構成する「資本主義国家の歴史型」へと視点を転換しよう。そこでこの「歴史型」の輪郭をいくつかの重要論点にアクセントを置いてみていくが、最初は第1に(1)「歴史型の基本基準」である。しかしこれについては、すでに「基本型」において確定した「資本主義国家の本質」規定が参照枠を提供してくれるのであって、資本主義国家の歴史的展開分析を主眼とすべき「歴史型」の設定基準もその「本質規定」に準拠すべきなのは当然といってよい。そうとすれば、先に考察した通り、「法治国家」の「本質」が「資本主義の、体制としての枠組みを保持して体制統合をはかる機能」＝「体制組織化システム」にあり、しかも「基本型」がその最も典型的・原理的モデルであった以上、そのような「本質」を有する資本主義国家の、その歴史的・段階的展開を分析対象とする「歴史型」が、国家のこの「体制組織化」作用の歴史的・段階的解明にこそその「分析基準」を設定せざるをえないのは明白であろう。

こうして、「歴史型」の「基本基準」＝国家論の「段階」的規定の「基準」が、何よりも「国家の体制組織化」作用における「歴史的特質」にこそ確定されるべきことが見えてくる。したがってその点から要約的にいえば、「資本主義国家」における「段階論」的「歴史型」の区分・設定のメルクマールが「体制組織化」作用の歴史的・段階的特質に集約されるべき点が、さしあたりまず確認できるのではないか。

ついで、「資本主義国家の歴史型」に関する(2)第2の重要論点はこの「歴史型の段階区分方法」に他ならない。その場合に参考になるのはいうまでもなく、重商主義→自由主義→帝国主義という経済学の「段階論」³⁰⁾であり、国家論領域に関してもこの「三区分」が当然ライトモチーフをなすと把握してよいが、しかしそこにはやや配慮すべき注意点がある。つまり、国家論の「歴史型」にあってはこのような3つの段階論理をかみならずしも明確には

設定できないという難問が無視できないといってよく、3段階のうち「重商主義」と「自由主義」の2つの段階においては、各国別の相違や先進国—後進国の相違、あるいは発展「先行性のズレ」などがあまりにも大きいから、「典型国—非典型国」という、経済学の「段階論」の中で採用されるべき分析方法論の適用にも無視できない難しさが絡み付いていよう³¹⁾。したがって、この「国家論の歴史型」にあっては、経済学の「段階論」の場合以上に、「典型国」で解明されたその段階の特質の「非典型国」への「適用妥当性」に関する慎重な配慮が不可欠だと考えざるをえず、一定の手続きが必要だといえる。

それに比較すると、「帝国主義国家論」は大いにその性格を異にしていよう。なぜなら、帝国主義段階に入ると、後進国の先進国へのキャッチアップ化がかなり進展し「帝国主義国家」としての「同一化」が実現する以上、それを根拠にして帝国主義国家としての「類型化」が可能になるからである。したがって、資本主義の帝国主義段階への移行にともない、国家の政治過程や諸機能あるいはその体制的課題——総じて「体制の組織化」——の内容について実質的な共通側面が出現してくるから、そのことを条件にしてこそ、「帝国主義国家」としての一定の「タイプ化」が現実化するとみてよいのである。いずれにしても、この「歴史型」のメインテーマが「帝国主義国家」論にこそあることだけは疑いえないところであろう。

以上を前提にしつつ、「歴史型」の第3重要論点として、(3)「歴史型」の基本骨格³²⁾を概括しておく必要がある。もっともこの「歴史型」の具体的展開は次稿以降の課題であって、ここではそのアウトラインをなぞるに止まるが、「歴史型」のまず第1は①「重商主義段階国家」に他ならない。そこでこの「重商主義国家」をいくつかの準拠点にそくして特徴づけていくが、「重商主義国家」の表象は「前期」「後期」によって質的に相違したがって等しなみに処理できない点が目につく。最初にブルジョア革命以前の「前期・重商主義国家」だが、その構造的特質は、(a)「政治過程」—絶対王政、(b)「階級関係」—領主と新興ブルジョアジーの並立、(c)「国家機構」—中央集権化、(d)「政策体系」—特許制度、(e)「本質」—「原蓄(準備)国家」、とおおまかには整理できる。それに比較してブルジョア革命以後の「後期・重

商主義国家」になると、以下のような特質へと転換をみせるといい。つまり、(a)「政治過程」—「市民革命」、(b)「階級関係」—地主と産業資本家の並立、(c)「国家機構」—上院・議会の優位性、(d)「政策体系」—全般的(非個別的)保護政策、(e)「本質」—「原蓄(完成)国家」、という変化を経過するのであって、ブルジョア革命=市民革命を分岐点にして「重商主義国家」は2つのサブ・ステージを踏んだ展開過程を示すと図式化可能であろう。

その際に問題となるのは、この「重商主義国家」の分析対象をどの国に設定すべきかという点である。というのも、先に指摘したように、「重商主義国家」における国別の表出形態にかなり大きな格差があるからであるが、「複数国の共通性を抽出=平均化する」といういわゆる「重ね焼き」方式を排除して、「原蓄」というこの「重商主義国家」の「本質」を最も「典型的」に代表する特定国一国による全体の「代表化」——という「典型論」方式を採用するかぎり、その「典型国」が、「資本の原始的蓄積」を歴史的に最も典型的に現出させた(スペイン・オランダなどではなく)イギリスに求められるのは当然であろう。約言すれば、「重商主義国家の『本質』=『原蓄』」という根本命題そのものから「重商主義国家の対象国=イギリス」という帰結が妥当性をもって導出可能だといってよく、その点の「難問」は一応合理的に突破できると考えられる。

ついで「歴史型」の第2は②産業革命=資本主義確立後の「自由主義段階国家」である。すでにふれたように、「重商主義国家」とともにこの「自由主義国家」も国別の差異が大きく、したがって「段階論」的タイプ化に立脚して「歴史型」として構成するには独特の難しさを払拭し切れないが、その点に注意を払いながら、いくつかの準拠点にそくしてこの「自由主義国家」の輪郭を描けば以下の通りであろう。つまりその構造的特質としては、(a)「政治過程」—近代市民社会、(b)「階級関係」—資本家と労働者の対抗関係、(c)「国家機構」—政党制に立脚した議会制、(d)「政策体系」—自由主義政策、(e)「本質」—「法治国家」、という諸側面が指摘可能であり、これを土台にして「自由主義国家」の基本イメージはほぼ把握できるといい。

そのうえで問題になるのは、この「自由主義国家」論構成の際の対象国はどこかという点だが、この論点に関しては、すでに検討した「重商主義国家」

論の対象国問題と同型であろう。すなわち、「典型論」＝「タイプ論」における方法的基軸を、複数国の「共通点」抽出という「重ね焼き」方式を脱却して、その段階国家の「本質」規定を判断基準にしつつ特定の一國にその段階の特質を「典型的」に「代表させる」——という本来の「典型論」方式に厳密に求めれば、その「典型国」は自動的に決定をみるというしかない。というのも、この「典型論」方式に従いつつ「自由主義国家」の「本質」作用を「法治国家」に設定するかぎり、「法治国家」的「体制組織化」を最も「典型的」に現出させた国家が、歴史的な現実過程からして19世紀中葉のイギリス国家以外にありえなかったことはあまりにも自明だからである。まさにこの点で、「自由主義国家」の分析対象国は例えばドイツ・フランスなどではなくイギリスにこそ確定されるべきことが明らかではないか。

最後に「歴史型」の第3局面は、③19世紀末～20世紀初めに進行する資本主義の構造変化に対応した「帝国主義段階国家」である。何度も繰り返したように、この「帝国主義国家」になって始めて、資本主義諸国の同位相化が実現することによって国家論におけるその「タイプ論」的処理が容易になるといってよいが、それをふまえて「帝国主義国家」の構造的特質をいくつかの準拠点別に整理すると以下の如くになる。すなわち、(a)「政治過程」—「権威主義社会」、(b)「階級関係」—階級関係の多層化、(c)「国家機構」—行政権力肥大化、(d)「政策体系」—「統合化」政策、(e)「本質」—「社会国家」、という諸側面であって、一見して「自由主義国家」からの「構造変化」＝「変質」が明瞭だという以外にない。その点で、この「帝国主義国家」の歴史的性格が直ちに透けて見える。

そうとすればこの「帝国主義国家」の「典型国」はどこか。ここでも、その段階国家の「本質」＝「体制組織化方式のパターン」に典型国決定の基準を設置すれば、階級関係の多元化に基礎づけられた諸利害の錯綜化＝対立化とそれへの国家による「権威主義」的介入・調節といういわゆる「社会国家」作用にこそ、この「帝国主義国家」の本質がある以上、「帝国主義国家」の「典型国」がもはやイギリスにはないことは見易い事実であろう。そうではなく、イギリスに遅れつつ国家の著しい介入・統制・管理に立脚しながら、国内階級構造の分解不徹底のまま急激に帝国主義型経済構造への推転を目指

したドイツにおいてこそ、イギリスと比較して、このような「社会国家」の必要性と必然性が格段に強く発現したことは自明であった。そのことを現実的論拠にしていまや、「帝国主義国家」の「典型国」はイギリスからドイツへと移動をとげると結論してよいように思われる。

[3]「資本主義国家の個別型」 全体の最後に、「国家論体系」の窮極課題をなす「資本主義国家の個別型」を視圏に入れておかなければならない。そこでこの「個別型」に関わるいくつかの方法的論点を検討していくが、最初は第1に(1)「個別型の守備範囲」とでもいうべき論点である。つまり、まず一般的にいった場合、いうまでもなく「個別型」は「特定の」資本主義国家を「個別・具体的」に考察するものと定義づけられるが、しかしその「目指すもの」という点にまで掘り下げてその「含意」を探ると、この「個別型」にはニュアンスをやや異にする2つの意味が含まれているとあってよい。その「二重の意味」のまず1つ目は、文字どおり「特定の国家の個別・具体的分析」という含意であって、この方向からすれば、例えば、「ブルジョア革命期のイギリス国家」・「第2帝政期のフランス国家」・「ビスマルク期のドイツ国家」などという、「時期と国」とを「個別的」に特定化したあらゆる国家分析がこの「個別型」分析の「守備範囲」ということになる。換言すれば、「個別型」のこの方向からの理解は、国家分析における、「特定・個別・具体的」という「分析の抽象水準」そのものに力点を置いた把握に他ならず、まず1つとして、このような「個別型」認識がいうまでもなく不可欠なことは当然であろう。

しかしそれだけではない。この「個別型」の「二重の意味」の2つ目として、現状分析的「個別」分析におけるその力点を「個別としての現代」に大きく移動させて、「個別型＝現代国家分析」と把握する方向性がありえる。すなわち、この「個別型」は資本主義国家の現状を解明することを窮極課題とするが、その「窮極性」は「現代そのもの」においてその最も具体的姿を現出させている以上、「個別型」の課題の焦点に「現代国家」分析を設定する意義はとりわけ大きいと判断してよい。しかも、すでに確認したように、国家論の「実践的目的」が何よりも「資本主義国家変革への指針提供」にあったかぎり、その「課題＝目的」に的確に対応するためにも、現状変革に直結

する「現代国家」分析の重要性が一層際立ってくると考えられる。したがって、「個別国家の具体的分析」という、「個別型」の一般的な「守備範囲」をもう一步越えて、「現代国家分析＝個別型の特別な守備範囲」というより積極的な理解こそが、あらためて明確化されるべきであろう。

そうとすれば次に第2に、(2)この「現代国家」の歴史的特質に一定の照明が当てられねばならない。この「現代国家」の特質に関してはすでに何度も検討を加えたが、いま必要なかぎりでそのエッセンスを整理すれば以下のような点に注意が必要であろう。つまり、①「機能」——労働者への労働基本権の確立＝「労資同権化」を基軸としつつ政治・経済の両面を通じていわゆる「福祉国家」体制を構築し、それを媒介にして資本主義の体制維持をはかること、②「本質」——資本主義の「体制的危機」の中で、もはや金融資本による社会統合作用の限界が決定的にあきらかになることによって、「体制組織化」の主体としての資格が金融資本から国家へと「委譲」されたこと、③「課題」——社会主義インパクトに対抗すべく、「体制組織化」＝「反革命」体制の構築を基本課題にしてこそ展開されること、④「歴史的例」——ドイツ・ワイマル体制³³⁾やアメリカ・ニューディール体制において典型的に発現しただけでなく、ナチス体制・高橋財政³⁴⁾・フランス人民戦線政府・イギリス「福祉国家」体制などに幅広く確認できること、などこれである。まさにこのようにいくつかの特質にこそ、「帝国主義国家」をさらに一回り超えた「現代国家」のその「現代性」があることは一目瞭然ではないか。

こうして現代国家の諸特質が確認できれば、そこから1つの興味深い論点が浮かび上がってこよう。すなわち、このような「現代国家」の諸特質は「資本主義国家」にとっていわば共通の基本枠組みとして定着してくるといふ事実、これである。なぜなら、この「現代国家」は、社会主義のインパクトを基本条件にしており、しかもこの社会主義の圧力は——戦間期のこの時期には——全ての資本主義国家に対して、もはや時間差なしにシンクロナイズして表面化してきている以上、「現代国家」としての足並みはここで完全に揃ってくる以外にないからに他ならない。この「事実」こそ重要な方法論的帰結に結びつく。

そこで以上を前提にして最後に第3に、(3)いわば「国家論の三・五段階論」

が主張可能になっていく。というのも、いま確定した通り、「現代国家」という次元では資本主義各国家の基本特質はほぼ一定の共通枠組みを具有するに至るかぎり、各資本主義国家の「個別分析」もこの「現代国家」としての「一般性」をまず前提にしなければ十分な説明が不可能だからであって、「国家論の三段階論」は一定の「修正＝拡充」を余儀なくされてよい。つまり、「資本主義国家の歴史型」は、「個別型」へとつながるその媒介項として、「資本主義国家の『現代型』」をこそ不可欠にすると結論されるべきであろう。

このように考えてよいとすれば、資本主義国家論体系は、方法論的に以下のように構成されるべきことが最終的に明確になったと考えられる。すなわち、「資本主義国家論」は、「資本主義国家」に関する、「基本型」→「歴史型」→「現代型」→「個別型」といういわば「三・五段階論」に即してこそ体系的に構成されるといってよく、このような「手続き」を経て——特に「現代型」を一般的枠組みとしつつ——最後に資本主義国家の各国分析としての「個別型」が始めて設定可能になっていくのだと。まさにこのような「多段階的」な理論手続きなしには、国家論体系の最終目標である「資本主義国家の現状分析」も決して実現しえないことが、くれぐれも注意されねばならない。

おわりに

以上、「国家論の方法」に関していくつかの問題提起をこころみた。一言でいえば、「経済学の三段階論」に対応した「国家論の三・五段階論」の主張に他ならないが、しかし「方法論」それ自体に独立した意義がありえないことは自明といつてよい。何よりも国家分析を実際に実行する際の指針となることだけが「国家論の方法」の存在証明であるかぎり、課題はいまようやくここから始まるとこそ覚悟を決めるべきであろう。つまり、本稿で一応検出可能になったこの「国家論の三・五段階論」を具体的に適用して、現実の国家分析へとその歩みを進めること。次の課題は明瞭にその点に置かれなければならない。

そこで次稿ではまず「国家論の歴史型」に焦点を定めて、最初に「重商主

義国家の基本構造」から考察を始めたい。というのも、その「基本型」についてはすでにある程度はその輪郭を定置し終え、たし、「現代型」および「個別型」は、まさにこの「歴史型」の基本的体系化を前提にしてこそその骨組みが明瞭になると思われるからに他ならない。したがって以上のようなプランに立脚して、「重商主義国家の基本構造」分析が次稿の課題である。

- 1) 拙稿『『資本主義国家の基本型』の特質と作用』（『金沢大学経済学部論集』第20巻第2号、2000年）。
- 2) ジェソップ国家理論の体系的展開としては、『資本主義国家』（田口・中谷・加藤・小野沢、御茶の水書房、1983年）、『国家理論 資本主義国家を中心に』（中谷義和訳、御茶の水書房、1994年）、などがある。なお、これらジェソップ国家論については、例えば、拙著『国家論の系譜』（世界書院、1987年）第6章第3節、拙稿「現代国家における資本利益と『著積戦略』」（『金沢大学経済学部論集』第17巻第2号、1997年）、ですでに検討した。
- 3) この構成に関しては、例えば、前掲、拙著『系譜』227頁などにおいてすでに問題提起を試みた。
- 4) マルクス国家論の形成過程およびその意義・問題点については、いうまでもなく極めて分厚い研究と論争がすでにくりひろげられてきている。したがってその全貌を示すことは不可能だが、例えば以下の作品によってその基本像を把握することはできよう。つまり、津田道夫『国家論の復権』（盛田書店、1967年）、滝村隆一『マルクス主義国家論』（三一書房、1971年）、柴田高好『マルクス国家論入門』（現代評論社、1973年）、大藪龍介『マルクス、エンゲルスの国家論』（現代思潮社、1978年）、大内・柴垣編『現代の国家と経済』（有斐閣選書、1979年）、田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』（青木書店、1979年）、高島善哉『現代国家論の原点』（新評論、1979年）、広松渉『唯物史観と国家論』（論創社、1982年）、前掲、拙著『系譜』、鎌倉孝夫『国家論のプロブレマティク』（社会評論社、1991年）、など数多い。
- 5) 以下のようなマルクス国家論のタイプ分けについて詳しくは、前掲、拙著『系譜』第2・3章をみよ。
- 6) マルクス国家論におけるこのような体系構成の立ち入った意義づけに関しては、例えば拙稿「現代マルクス主義の国家論」（『経済評論』1980年6月号、日本評論社、所収）を参照されたい。
- 7) いうまでもなく『資本論』体系の意義・特質・問題点に関しては文字どおり汗牛充棟という以外にはない。そのうえであえてその基本文献を挙げれば、以下のものが重要であろう。すなわち、宇野弘蔵『経済原論』（岩波書店、1950年）、鈴木鴻一郎編『経済学原理論』（東大出版会、1960年）、宇野編『資本論研究』（筑摩書房、1967年）、日高普『経済原論』（有斐閣選書、1983年）、山口重克『経済原論講義』（東大出版会、

1985年), などがその体系性からいって特筆されるべきであろう。

- 8) この点に関して詳しくは、前掲、大内・柴垣編『現代の国家と経済』51-54頁および前掲、拙著『系譜』74-76頁を参照のこと。
- 9) 「法治国家システム」の立ち入った構成については、例えば山本哲三『資本論と国家』(論創社、1983年)、青木孝平『資本論と法原理』(論創社、1984年)、などが参考になろう。
- 10) マルクス国家論のこのような意義および問題点に関しては、すでに前掲、拙著『系譜』92-95頁において詳細に検討を加えた。ここではそれを前提にしてその骨格だけを提示しておく。
- 11) 初期マルクス段階国家論の考察は本稿では省略する以外にはないが、前掲、拙著『系譜』第2章においてある程度の分析を試みたので参照をお願いしたい。
- 12) この字野「三段階論」は一大論争テーマであって関連文献は限りなく多いが、比較的合理的な論評を展開しているものとしては、字野本人の『経済学方法論』(東大出版会、1962年)、『社会科学の根本問題』(青木書店、1966年)の他、さしあたり以下を参照のこと。岩田弘『世界資本主義』(未来社、1964年)、大内秀明『価値論の形成』(東大出版会、1964年)、降旗節雄『字野理論の解明』(三一書房、1973年)、鎌倉孝夫『経済学方法論序説』(弘文堂、1974年)、清水・降旗編『字野弘蔵の世界』(有斐閣、1983年)、などをみよ。
- 13) 前掲、字野『方法論』41-42頁。
- 14) 前掲、字野『方法論』42頁。
- 15) 前掲、字野『方法論』54頁。
- 16) 前掲、字野『方法論』61頁。
- 17) 前掲、字野『方法論』62頁。
- 18) 前掲、字野『方法論』44頁。もっとも、「『国際的關係』や『ブルジョア社会の国家形態での総括』が、その純粹の状態においては存在しえないということ、したがってそこに原理は展開しえないこと」(前掲、字野『方法論』44頁)という指摘だけは、この点に関する字野氏自身による明瞭な指摘として重要であろう。
- 19) 前掲、字野『方法論』49頁。
- 20) 前掲、字野『方法論』54頁。
- 21) 前掲、字野『方法論』59頁。
- 22) 字野、インタビュー「字野経済学—その切り開いた道」(『情況』1971年5月号)15-16頁。
- 23) 管理通貨制を軸点にした国家独占資本主義論の1つの見事な体系こそ周知の大内力『国家独占資本主義』(東大出版会、1970年)であることはいうまでもない。
- 24) 経済学原理論における「自立=自律性」と「歴史的限界性」の相互連関、およびそこを基点にして明確になる「原理論体系」の意義=有効性に関しては、拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版、1991年)を参照されたい。

- 25) この「経済学原理論—原理論的国家論」の「対応」関係についてのより深い含意に関しては、前掲、拙稿『『資本主義国家の基本型』の特質と作用』をみよ。
- 26) 「現代国家」を巡る諸論点については、拙稿「現代資本主義と現代国家」(『金沢大学経済論集』第35号, 1998年)においてすでに若干の考察を加えた。
- 27) 以下で概観する「国家論の課題・構造・体系」については前掲、拙著『系譜』においてすでに立ち入って検討したので、ここではそのエッセンスだけを簡明に取りまとめるに止める。
- 28) この「三・五段階論」のより広範な含意に関して詳細には、大内力『『概念』なき現代資本主義論』(『経済評論』第26巻第1号) 20-25頁を参照せよ。
- 29) このメカニズムは基本的にはジェソップ国家理論において始めて明示的に解明されたと評価してよい。そのメカニズムについて詳しくは、前掲、拙稿『『資本主義国家の基本型』の特質と作用』58-61頁をみられたい。
- 30) 段階論体系の諸問題については、拙稿「段階論の論理構造」(『金沢大学教育学部紀要』第42号, 1993年)をみよ。さらに最近の段階論再構成の動向に関しては、拙稿「現代資本主義と社会主義の位置」(『経済学』第57巻第2号, 1995年)において検討を加えた。
- 31) この点につき、前掲、拙著『系譜』234-35頁の主張は本稿では若干の訂正・変更を試みた。
- 32) この基本ラインについては、前掲、大内・柴垣編『現代の国家と経済』第4・5章が多少参考になろう。
- 33) ワイマル体制をももちろん含めて現代国家の「反革命」的特質の歴史的意義については、いうまでもなく加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会, 1973年)が参照されねばならない。
- 34) 「高橋財政」に関しては、拙著『日本における現代資本主義の成立』(世界書院, 1999年)を参照。